

島根県建築基準法施行条例 取扱要領

平成23年6月28日付 建第360号 建築住宅課長通知

改正 令和2年3月31日付 建第1540号

令和3年12月15日付 建第1271号

1. 目的

この取扱要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）に基づく島根県建築基準法施行条例（以下、「条例」という）の解釈・取扱いを定め、条例の運用を円滑に行うことを目的とする。

2. 条例第4条の取扱い

(1) 擁壁の取扱いについて

建築物が条例第4条第1号及び第2号に掲げる場所にあるときに擁壁（崖面の防護措置等を含む、以下「擁壁等」という。）を設ける場合は①及び②を確認申請書に添付すること。

①安全上支障がないことを証する下記のいずれかの書類及び現況写真

→擁壁等の安全を証明する書類

1) 擁壁等の構造計算書

※計算書には、外力等の設計条件、安全の判断の基準及び設計者の考察を記入すること。

※設計者が構造計算を他の者に委託した場合は、受託した設計者による記名も行うこと。

2) 他法令で構築した擁壁等の場合は、その旨のわかる資料

②がけの安全状況についての所見及び安全上支障がない事を確認する申請者及び設計者の意見書

→申請者（建築主）及び設計者の記名を必要とする。

(2) ただし書の適用について

「建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により建築物の安全上支障がない」としてただし書適用を受ける場合は、①及び②を確認申請書に添付すること。

①安全上支障がないことを証する下記のいずれかの書類及び現況写真

※設計者が下記書類の作成を他の者に委託した場合は、受託した設計者による記名も行うこと。

※既存擁壁で、構造計算書の提出ができない場合は、ii)により崖面の土質、擁壁の保全状態により安全を証する書類を提出すること。

i) 建築物の基礎又は外壁が崖の崩壊による衝撃力に耐える構造となっている場合

→建築物の基礎・外壁が崖の崩壊による衝撃力に耐えうることを計算した書類

※「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の建築確認等に係る事務処理要領及び構造審査基準」による計算を行い安全を確認した書類

ii) がけ面の土質、形状により崩壊の恐れがない場合

→崖面の土質調査結果又は崖面の状況に関する考察

②がけの安全状況についての所見及び安全上支障がないことを確認する申請者及び設計者の意見書

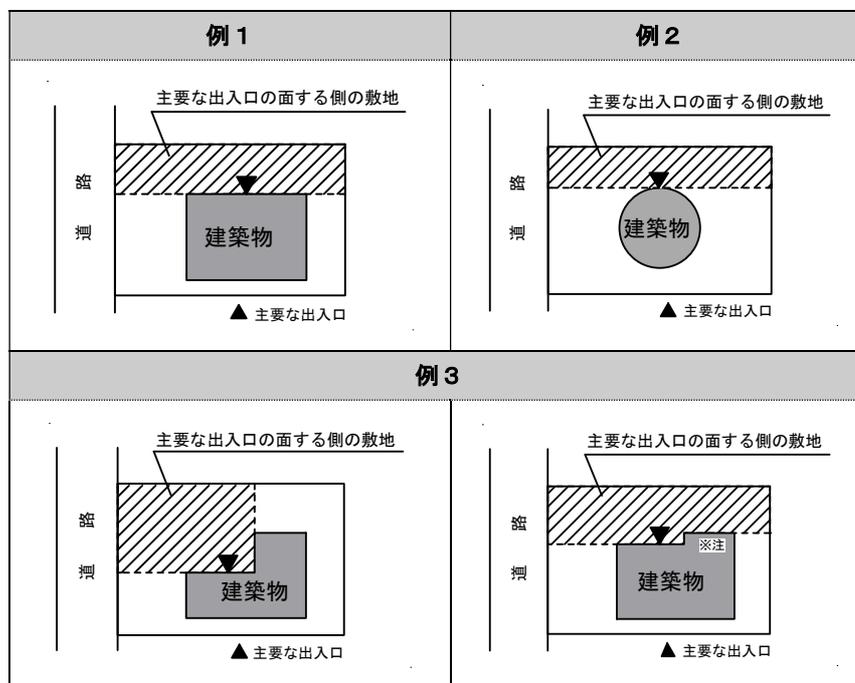
→申請者（建築主）及び設計者の記名を必要とする

3. 条例第6条の取り扱い

①条文中の『主要な出入口の面する側の敷地』とは（第1項・第2項）

- i) 主要な出入口より直線的に敷地外へ到達できる範囲とする。（参考図参照）
※ i) 主要な出入口から道路まで通ずる避難上有効な空地（幅3m以上を有するものとする。）が含まれていること。
- ii) 参考図によらない場合は、利用者の避難又は通行の安全を考慮して判断する。

参考図



※注：建物の局所、一部の突出がある場合は、避難、通行を考慮し判断を行う

②条文中の『道路』とは（第1項）

- i) 法第42条に規定する道路とする
- ii) 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定を要する場合にあっては、当該認定基準に適合する通路又は農道その他これらに類する公共の用に供する道等を道路と見なすものとする。
- iii) 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可を要する場合において、島根県建築審査会運営規程に基づく特例基準2による場合にあっては当該農道等、特例基準3-①による場合にあっては当該通路をそれぞれ道路と見なすものとする。

③条文中の『(主要な出入口の面する側の敷地は)道路に接しなければならない』と

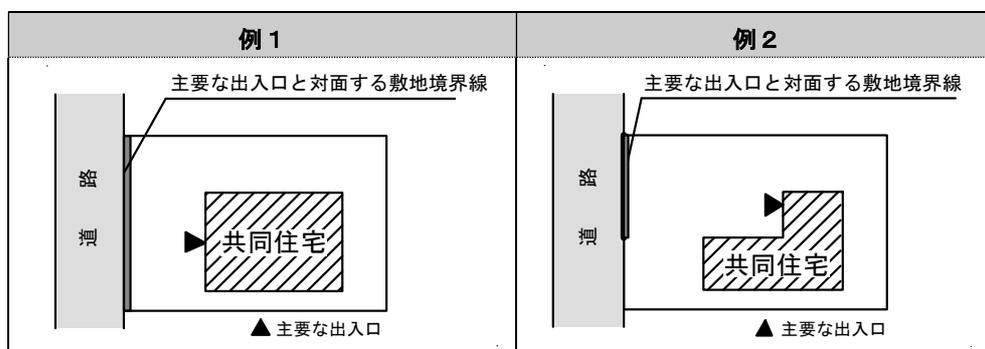
は（第2項）

- i) 「道路に接しなければならない」の判断は法第43条第1項に準じて行う。
- ii) 条例 別表第二 第一号に掲げる建築物にあつては、接道部分に利用者の通行に支障のない幅員（有効幅員）が3 m以上確保されている場合に限り、接する部分に法面・フェンス等の工作物及び植栽等があつても接道長さに算入する。

4. 条例第8条の取り扱い

①条文中の『(主要な出入口は)道路に面して設けなければならない』とは
主要な出入口と対面する敷地境界線の部分で道路と接していること。

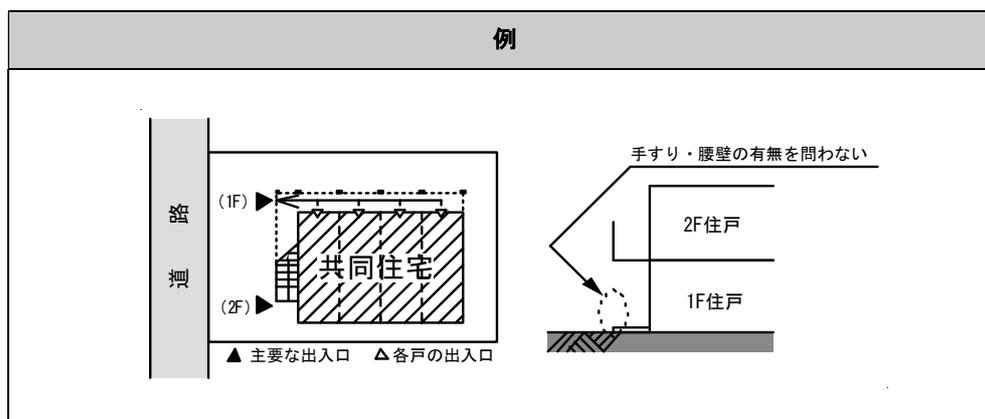
参考図



②共用の廊下の扱い

- i) 共用の廊下を通過して建物の外部へ至る場合は、当該廊下の端部を主要な出入口とする。この際、最下階の廊下部分の手すり、腰壁等の有無は問わない。
※上記取扱による場合は、最下階の廊下は令第119条に適合するものであること。

参考図

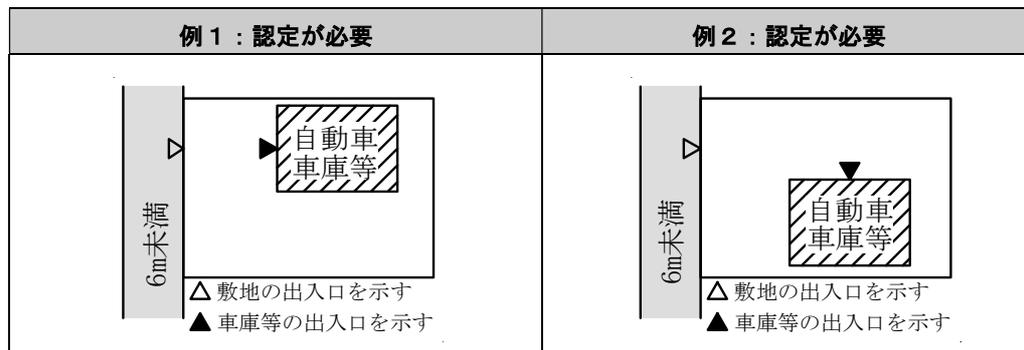


5. 条例第9条の取り扱い

①条文中の『(自動車車庫等)の敷地には自動車の出入口を・・・に該当する道路に面して設けてはならない。』について

i) 条文中の「自動車の出入口」とは、敷地内の自動車等が敷地を出入りする際の敷地の出入口をいう。(参考図参照)

参考図



②自動車車庫に他の用途が併設されている場合

i) 自動車車庫を他の用途と併用する場合は、自動車車庫の部分の面積により条例の適用を判断する。

③敷地内に複数の自動車車庫が存在する場合

i) 同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計により条例の適用を判断する。

④敷地内に複数の自動車等の出入口が存在する場合

i) 自動車等の出入りが想定されるすべての出入口について条例を適用する。

⑤第9条第1項2号及び3号で規定する道路とは

- 1) 第2号における「交差点の側端」とは交差点における隅切り等の最外端とする。
- 2) 第2号における「曲がり角」とは、道路中心線が交差する角度が概ね90度以下の場合を対象とする。
- 3) 第3号における「踏切又はトンネル」とは、踏切及びその前後の側端又はトンネル構造物とする。

参考図

